

昭和五十五年国家公安委員会規則第六号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則

犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第六条、第十条第一項及び第十四条並びに犯罪被害者等給付金支給法施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第二条、第三条、第四条、第五条第一項第一号ホ、第七条及び別表第一の備考三の規定に基づき、犯罪被害者等給付金支給法施行規則を次のように定める。

（障害等級に該当する障害）

第1条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号。以下「令」という。）第2条第1項の各障害等級に該当する障害は、別表に定めるところによる。

2 別表に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合）

第2条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき者であつて18歳未満であつたものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であつた者（第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、その全てが18歳以上であつたときのいずれかの者）に限る。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあつては、加害者が人違いによつて又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行つたと認められる場合を除く。）は、当該各号に定める額を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態であつた場合は、この限りでない。

（1） 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）又は直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。） 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第9条の規定による額の全部（犯罪被害者が18歳未満であつた第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。）を監護していたときは、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額）

（2） 3親等内の親族（前号に掲げるものを除く。） 法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額（犯罪被害者が18歳未満であつた第1順位遺族を監護していたときは、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額）

第3条 犯罪行為が行われた時において犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係があつた場合において、犯罪被害者等給付金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときは、法第9条の規定による額の全部を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態であつた場合は、この限りでない。

第4条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、法第9条の規定による額の全部を支給しないものとする。

- （1） 当該犯罪行為を教唆し、又は補助する行為
- （2） 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- （3） 当該犯罪行為に關連する著しく不正な行為

第5条 犯罪被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、法第9条の規定による額の全部を支給しないものとする。

- （1） 当該犯罪行為を容認していたこと。
- （2） 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。
- （3） 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

第6条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があつたときは、当該各号に定める額を支給しないものとする。

- （1） 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為 法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
- （2） 当該犯罪被害者を受ける原因となつた不注意又は不適切な行為 法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額

第7条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に密接な関係があつたとき（3親等内の親族に該当する親族関係を除く。）は、法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額を支給しないものとする。

第8条 第4条から前条までに定める事由がある場合において、これらの規定により犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことが社会通念上適切でないとき認められる特段の事情があるときは、これらの規定にかかわらず、支給しないものとする額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 第4条又は第5条に定める事由がある場合 法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額
- （2） 第6条第1号に定める事由がある場合 法第9条の規定による額に3分の1を乗じて得た額
- （3） 第6条第2号又は前条に定める事由がある場合 零

2 前項第1号の規定に該当する場合（第5条第2号に定める事由がある場合に限る。）において、当該組織に属していたことが当該犯罪行為が発生したことに關連がないと認められる場合であつて、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が現に当該組織に属する者でないときは、同項第1号の規定にかかわらず、支給しないものとする額は、零とする。

第9条 第2条から第7条までに定める犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないものとする事由のうち、2以上の事由に該当するときは、そのうち支給しないものとする額（第4条から第7条までに定める事由がある場合において、前条の規定の適用があるときは、同条に定める額）が最も大きい事由に係る額を支給しないものとする。

第10条 第2条から第7条までに定めるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は法第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき認められるときは、第2条から第7条までに定めるところに準じ、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないものとする。

(犯罪被害者等給付金の支給に関する特例)

第11条 既に身体上の障害のある者が、当該犯罪行為により、同一の部位について障害の程度を加重した場合における障害給付金の額は、障害給付基礎額に、その加重された身体上の障害の程度に該当する障害等級に応ずる令第15条各号に定める倍数から、既にあつた身体上の障害の程度に該当する障害等級に応ずる同条各号に定める倍数を差し引いて得た倍数を乗じて得た額とする。

(令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等)

第12条 令第3条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第87条第1項の規定により支給される障害年金(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける者に対して支給されるものに限る)、同条第2項の規定により支給される障害手当金、船員保険法第91条の規定により支給される障害差額一時金、同法第92条の規定により支給される障害年金差額一時金、同法第97条の規定により支給される遺族年金、同法第101条の規定により支給される遺族一時金、同法第102条の規定により支給される遺族前払一時金、同法附則第5条第1項の規定により支給される障害前払一時金及び同条第2項の規定により支給される遺族前払一時金
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第77条の規定による障害補償及び同法第79条の規定による遺族補償
- (3) 労働者災害補償保険法第12条の8第1項第3号の規定による障害補償給付、同項第4号の規定による遺族補償給付、同法第20条の2第3号の規定による複数事業労働者障害給付、同条第4号の規定による複数事業労働者遺族給付、同法第21条第3号の規定による障害給付、同条第4号の規定による遺族給付、同法附則第58条第1項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第59条第1項の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金、同法附則第60条の2第1項の規定による複数事業労働者障害年金差額一時金、同法附則第60条の3第1項の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第62条第1項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第63条第1項の規定による遺族年金前払一時金
- (4) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和22年法律第80号)第12条の3の規定による補償
- (5) 国会職員法(昭和22年法律第85号)第26条の2の規定による補償
- (6) 船員法(昭和22年法律第100号)第92条の規定による障害手当及び同法第93条の規定による遺族手当
- (7) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第12条の規定による扶助金
- (8) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定に基づく補償
- (9) 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づく補償
- (10) 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項又は第45条の規定に基づく補償
- (11) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第13条第1項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第15条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法附則第4項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第8項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第12項の規定による遺族補償年金前払一時金
- (12) 次に掲げる法律の規定による補償であつて前号の規定による補償に相当するもの
イ 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)第15条
ロ 裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)
ハ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第27条第1項
ニ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)
- (13) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)第2条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)
- (14) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)第2条又は第3条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)
- (15) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第103条第12項の規定による補償
- (16) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第16条第1項(同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による支払いで同条第4項(同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定により政府に対して補償を求めるところが及ぶ同法第72条第1項の規定による損害のてん補
- (17) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による補償(同法第3条第4号の規定による障害補償及び同条第6号の規定による遺族補償に限る。)
- (18) 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和33年法律第109号)第3条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)
- (19) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条の規定に基づく補償
- (20) 河川法(昭和39年法律第167号)第22条第6項の規定による補償
- (21) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第29条第1項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第31条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法附則第5条の2第1項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第5条の3第1項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第6条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金並びに同法第69条第1項の条例によるこれらに相当する補償
- (22) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第25条第1項の規定による障害補償費、同法第29条第1項の規定による遺族補償費、同法第35条第1項の規定による遺族補償一時金及び同法第39条第1項の規定による児童補償手当

- (23) 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年法律第49号）第18条の規定による補償
- (24) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号又は同法附則第8条第1項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金
- (25) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第160条第1項又は第2項の規定による補償
- (26) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第100条第1項の規定による死亡手当金、同条第2項の規定による障害手当金及び同条第4項の規定による特別手当金（これらの規定を同法第82条第2項において準用する場合を含む。）
- (27) 少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金、同条第2項の規定による障害手当金及び同条第3項の規定による特別手当金（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）
- 第13条** 令第4条に定める額は、同条第1号に該当する場合にあつては、調整基礎額に1を乗じて算定するものとし、同条第2号に該当する場合にあつては、当該給付等が行われるべき事由が生じた時から当該給付等を受けるべき時までのその事由が生じた時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。
- 2 前項の調整基礎額は、前条各号に規定する給付等（以下「災害給付」という。）の額とする。ただし、災害給付が行われることを理由として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合には、当該支給が停止され、又は支給が行われないこととなる年金たる給付又は児童扶養手当の額（その額が当該災害給付の額を超えるときは当該災害給付の額）を当該災害給付の額から減じて得られる額をもつて、前項の調整基礎額とする。（令第5条のその他の者の収入日額の算定方法）
- 第14条** 令第5条のその他の者に係る収入の日額は、犯罪行為が行われた日以前1年間に於ける次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を合計した額を当該期間の総日数で除して算定するものとする。
- (1) 労働基準法第9条の労働者以外の者として勤務に基づく収入を得ていた場合 当該収入の額
- (2) 労働基準法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合 同法第12条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める額に当該賃金収入を得ていた期間の日数を乗じて得た額
- （遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態）
- 第15条** 令第6条第1項第1号イ（1）及び第2項第5号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、別表に定める第5級以上の障害等級に該当する身体上の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。（法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合）
- 第15条の2** 法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留をされた場合、労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合
- (2) 少年法第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、收容をされた場合
- （遺族給付金の支給に係る裁定の申請）
- 第16条** 遺族給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書（様式第1号）をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。
- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者としての続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (4) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (5) 申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (6) 申請者が令第6条第1項第1号イ（1）の国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた妻又は同条第2項第5号に該当していた者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類
- (7) 申請者以外の遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その事実を証明することができる書類
- (8) 前号の場合において、生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であつた者が含まれているときは、当該者の生年月日を証明することができる書類
- (9) 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類
- (10) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類
- (11) 法第9条第5項第1号に掲げる場合は、次に掲げる書類
- ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 次条第2号及び第3号に掲げる書類

(12) 法第9条第5項第2号に掲げる場合には、次に掲げる書類

ア 前号に掲げる書類

イ 次条第5号ア、ウ及びエに掲げる書類

(重傷病給付金の支給に係る裁定の申請)

第17条 重傷病給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、重傷病給付金支給裁定申請書(様式第2号)をその者の住所を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった日、法第9条第2項に規定する期間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

(2) 犯罪被害者が法第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類

(3) 法第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(5) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

ア 負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事できないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

ウ 法第9条第3項の休業日(以下この号において単に「休業日」という。)の数を証明することができる書類

エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類

(障害給付金の支給に係る裁定の申請)

第18条 障害給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、障害給付金支給裁定申請書(様式第3号)をその者の住所を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病が治つたこと及び治つた日並びにその治つたときにおける身体上の障害の部位及び状態(犯罪被害者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあつては、その必要の程度を含む。次号において同じ。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 同一の部位について既に身体上の障害があつたときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(3) 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(損害賠償を受けた場合の届出)

第19条 犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をした者は、当該犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに、その旨を当該裁定の申請を行った公安委員会に届けなければならない。

(1) 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び犯罪被害者との続柄

(2) 損害賠償をした者の氏名、住所、職業及び加害者との関係

(3) 損害賠償を受けた年月日

(4) 受領した損害賠償額及びその内訳

(犯罪被害者等給付金等の支給に関する処分等の通知等)

第20条 公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行ったとき、法第13条第3項の規定により申請を却下したとき、又は仮給付金を支給する旨の決定を行ったときは、速やかに、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(様式第4号)、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書(様式第5号)又は仮給付金支給決定通知書(様式第6号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による通知(犯罪被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。)をするときは、当該犯罪被害者等給付金又は当該仮給付金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書(様式第7号)を交付しなければならない。

第21条 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定又は仮給付金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第2項に規定する請求書を国に提出して行わなければならない。

(申請書等の経由)

第22条 この規則の規定による公安委員会に対する申請書又は届出書の提出は、その者の住所を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

(添付書類の省略)

第23条 この規則の規定により同一の世帯に属する2人以上の者が同時に申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにすることができるときは、他方の申請書の余白にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、公安委員会は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(書類の保存)
第24条 犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完了した日から5年間保存しなければならない。

附則

この規則は、法の施行の日(昭和56年1月1日)から施行する。

附則 (昭和57年7月23日国家公安委員会規則第4号)

1 この規則は、昭和57年7月26日から施行する。

2 日本学校健康会法附則第13条の規定による廃止前の日本学校安全会法(昭和34年法律第198号)の規定による廃疾見舞金及び死亡見舞金は、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則(以下この項において「新規則」という。)の規定の適用については、新規則第12条第12号に規定する障害見舞金及び死亡見舞金とみなす。

附則 (昭和57年9月25日国家公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附則 (昭和60年3月23日国家公安委員会規則第7号)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 たばこ事業法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和60年政令第24号)第36条の規定による改正前の公共企業体職員の通勤による災害に対する補償に関する政令(昭和48年政令第354号)第5条及び第6条の規定による通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償(日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第29条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。)並びに日本電信電話株式会社法、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和60年政令第31号)第46条の規定による改正前の公共企業体職員の通勤による災害に対する補償に関する政令第5条及び第6条の規定による通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償(日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。)は、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則(以下この項において「新規則」という。)の規定の適用については、それぞれ新規則第12条第7号に規定する通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償とみなす。

附則 (昭和61年2月21日国家公安委員会規則第1号)

1 この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

2 日本体育・学校健康センター法附則第13条の規定による廃止前の日本学校健康会法(昭和57年法律第63号)の規定による障害見舞金及び死亡見舞金は、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則(以下この項において「新規則」という。)の規定の適用については、それぞれ新規則第12条第12号に規定する障害見舞金及び死亡見舞金とみなす。

附則 (昭和62年3月27日国家公安委員会規則第5号)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和62年政令第54号)第72条の規定による廃止前の日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令(昭和48年政令第354号)第5条の規定による通勤災害障害補償及び同令第6条の規定による通勤災害遺族補償(日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第29条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。)については、改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則第12条第7号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令(昭和48年政令第354号)」とあるのは「日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和62年政令第54号)第72条の規定による廃止前の日本国有鉄道の職員の通勤による災害に対する補償に関する政令(昭和48年政令第354号)」と、「通勤災害遺族補償」とあるのは「通勤災害遺族補償(日本国有鉄道改革法等施行法(昭和61年法律第93号)第29条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における通勤災害障害補償及び通勤災害遺族補償を含む。)」とする。

附則 (昭和63年2月24日国家公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附則 (平成元年七月三日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年六月二四日国家公安委員会規則第一三三号)

この規則は、平成六年七月一日から施行する。

附則 (平成七年二月一日国家公安委員会規則第一二二号)

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

2 遺族給付金支給裁定申請書、障害給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給決定申請書、犯罪被害者等給付金支給決定通知書、仮給付金支給決定通知書、犯罪被害者等給付金支給請求書及び仮給付金支給請求書の様式については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則の様式第一号から様式第六号までの様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることのできる。

附則 (平成八年四月一〇日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十二条第八号及び第十号の規定は、平成八年四月一日以後に行われる裁定に係る犯罪被害者等給付金について適用する。

附則 (平成九年四月一日国家公安委員会規則第六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月二日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十年二月二日から施行する。

附 則（平成一一年一月二日国家公安委員会規則第一号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面については、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、指定車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成一三年六月一九日国家公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十号）の施行の日（平成十三年七月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。
- 3 遺族給付金支給裁定申請書、障害給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書、犯罪被害者等給付金支給決定通知書並びに犯罪被害者等給付金支払請求書及び仮給付金支払請求書の様式は、改正後の様式第一号及び様式第三号から様式第七号までの様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一五年九月二一日国家公安委員会規則第四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の規定による障害見舞金及び死亡見舞金は、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定の適用については、それぞれ新規則第十条第二十号に規定する障害見舞金及び死亡見舞金とみなす。

附 則（平成一六年九月一五日国家公安委員会規則第一六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年九月十七日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年二月二五日国家公安委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十六年七月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る仮給付金、遺族給付金及び障害給付金について適用する。

（経過措置）

- 2 平成十六年七月一日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る仮給付金、遺族給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。
- 3 平成十六年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る新規則第一条、第九条及び第十三条の規定の適用については、第一条本文中「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一」とあるのは「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一」と、同条第一号、第九条及び第十三条中「令別表第一」とあるのは「改正令附則第三項の規定により読み替えられた改正令による改正後の令別表第一」とする。

4 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新規則（以下「読替え後の新規則」という。）の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された仮給付金、遺族給付金又は障害給付金は、それぞれ読替え後の新規則の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附則（平成一七年三月二五日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年六月二八日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月三〇日国家公安委員会規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条、第三条、第七条、第八条及び第十条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

3 遺族給付金支給決定申請書及び重傷病給付金支給決定申請書の様式は、改正後の様式第一号及び様式第二号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一八年五月二三日国家公安委員会規則第一八号）

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一八年六月一四日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年八月一八日国家公安委員会規則第二四号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る仮給付金、遺族給付金及び障害給付金について適用する。

（経過措置）

2 平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害に係る仮給付金、遺族給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

3 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日までに行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る仮給付金、遺族給付金及び障害給付金に係る別表の規定の適用については、当該障害が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（同表の第七級の項第五項に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第八級の項に相当する障害があるものとする。

4 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日までに、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を支給された者で改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「新令」という。）及び新規則の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金、遺族給付金又は障害給付金は、それぞれ新令及び新規則の規定による仮給付金、遺族給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附則（平成一九年一月四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附則（平成一九年五月二五日国家公安委員会規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の前日に発生した死亡又は障害（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律附則第十四条の規定による廃止前の刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ関スル法律（明治四十一年法律第二十八号）第一条に規定する被收容者の死亡又は障害に限る。）を原因とする犯罪被害者等給付金については、第三条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二〇年六月二三日国家公安委員会規則第二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第十五条、第十六条第五号から第七号まで及び第十号並びに第十八条第一号の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

第三条 遺族給付金支給決定申請書、重傷病給付金支給決定申請書、障害給付金支給決定申請書、犯罪被害者等給付金支給決定申請書及び仮給付金支給決定通知書の様式は、改正後の様式第一号から様式第三号まで、様式第五号及び様式第六号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十二年九月二日国家公安委員会規則第八号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第五条第二号並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年七月二五日国家公安委員会規則第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下この条において「新規規則」という。）別表の規定は、平成二十二年六月十日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

2 平成二十二年六月十日からこの規則の施行の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金に係る新規別表の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

3 第一条の規定による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で新規規則の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ新規規則の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。

附則（平成二十五年九月二七日国家公安委員会規則第一一号）

この規則は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。ただし、第十二条第二十六号の改正規定は公布の日から施行する。

附則（平成二十五年二月二七日国家公安委員会規則第一六号）

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十六年一〇月一〇日国家公安委員会規則第九号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第二条第三号、第三条並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年五月二二日国家公安委員会規則第一一号）

（施行期日）

1 この規則は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月二二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第二条、第三条、第七条から第十条まで、第十五条及び第十六条第六号の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

3 障害給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書、犯罪被害者等給付金支給決定通知書並びに犯罪被害者等給付金支払請求書及び仮給付金支払請求書の様式は、改正後の様式第三号から様式第七号までの様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号）抄

- (施行期日)
- この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 附則 (令和二年三月一九日国家公安委員会規則第一号)
- 第一条 この規則は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
- 第二条 施行日前に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十三条第一項の当該給付等が行われるべき事由が生じた場合におけるその算定に用いる法定利率については、なお従前の例による。

附則 (令和二年八月二八日国家公安委員会規則第一〇号)

この規則は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三三号)

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三三三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年九月二九日国家公安委員会規則第一三三三三三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和六年三月一五日国家公安委員会規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡、同条第五項に規定する重傷病又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条及び第十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第一条、第十五条関係)

障害等級

第一級

一 両眼が失明したもの

二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

六 両上肢の用を全廃したもの

七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

八 両下肢の用を全廃したもの

第二級

一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの

二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

第三級	<p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>五 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>六 両下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>五 両手の手指の全部を失ったもの</p>
第四級	<p>一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p> <p>二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>六 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第五級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第六級	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になったもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</p>
第七級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第八級	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>四 両側に鞏丸を失ったもの</p> <p>五 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>六 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>七 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>八 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十二 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十三 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p>

第九級	<p>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したものと又は母指以外の四の手指の用を廃したものと</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したものと</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものと</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものと</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失つたもの</p>
第十級	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができるとする程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができるとする程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したものと又は母指以外の三の手指の用を廃したものと</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したものと</p> <p>十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第十一級	<p>一 正面視で複視を残すもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>三 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものと</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したものと</p> <p>八 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>十二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>十三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>十四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>十五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>十六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>十七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>十八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>十九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものと</p> <p>二十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>

第十二級	第十三級	第十四級
<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したものを</p> <p>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失ったもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものを</p> <p>十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものを</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 外貌に醜状を残すもの</p>	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したものを</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 下肢を一センチメートル以上短縮したものを</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したものを、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものを又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものを</p>	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものを</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p>

様式第1号(第16条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規13・一部改正)
(表 面)

遺族給付金支給裁定申請書				
		年 月 日		
公安委員会 殿				
申請者 フリガナ 氏 名 本籍・国籍 住 所 犯罪被害者との続柄				
下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。				
犯 罪 被 害 者	①犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午 ^前 時 ^後 ころ	
	②犯罪行為の行われた場所			
	③ 犯 罪 被 害 者	フリガナ		男・女
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日生	
		本 籍 ・ 国 籍		
		住 所		
		勤務先名称・所在地		
	死 亡 年 月 日	年 月 日		
	被 害	④ 犯罪被害の発生状況		
死を 受 前 け た 療 場 養 合		⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日(年 月 日)	
		⑥ 負傷又は疾病の状態		
		⑦ 犯罪被害者負担額	円	
		⑧ 収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日	
⑨ 取扱捜査機関	都道府県 警察署			
⑩ 他 順 の 位 第 一 族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所	

① 遺族 生計 維持 関係	氏 名	犯罪被害者 との続柄	職業	住 所
② 損害賠償を受けたことの有無		有 (受領した損害賠償の価額 円) ・ 無		
備考				
※受付	年	月	日	第 号 警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏 面)

注意

- 1 遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時にあって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、(3)の順序（(2)及び(3)に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序）です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
 - (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (3) (2)以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 4 ⑥から⑧までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
- 5 ⑥の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
- 6 ⑦の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑥から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- 7 ⑧の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 8 ⑨の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族（申請者及び他の第一順位遺族を含む。）をすべて記入してください。
- 9 この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請書を提出する場合で、他の申請書に同じ書類を添えているときは、その旨をこの申

請書の備考欄に記入すれば、重複してその書類を添える必要はありません。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- (3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
- (4) 申請者が1の(2)又は(3)に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がないことを証明することができる書類（例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本）
- (5) 申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族（以下「生計維持関係遺族」という。）であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（例えば住民票の写し）
- (6) 申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第6条第2項第5号に該当する遺族であったときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
- (7) 申請者以外の1の(1)から(3)までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
- (8) (7)の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
- (9) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
- (10) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
- (11) 法第9条第5項に規定する場合には、次に掲げる書類（同項第1号に掲げる場合はアからウまで、同項第2号に掲げる場合はアからオまでの書類）
 - ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態（負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）

-
- イ 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）
 - ウ 令第9条第5項第1号又は第2号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など）
 - エ 令第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
 - オ 休業日に令第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）
- 10 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。
-

様式第2号(第17条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規13・一部改正)
(表 面)

重傷病給付金支給裁定申請書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
フリガナ 申請者 氏 名		
下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。		
犯 罪 被 害 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午 前 後 時 ころ
	② 犯罪行為の行われた場所	
	③ フリガナ 氏 名	男・女
	生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	
	勤 務 先 名 称 ・ 所 在 地	
	④ 犯罪被害の発生状況	
	⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日 (年 月 日)
	⑥ ⑤から3年以内の入院日数	日
⑦ 負傷又は疾病の状態		
⑧ 犯罪被害者負担額	円	
収入の全部又は一 ⑨部を得ることができ なかつた日数	日	
⑩ 取扱捜査機関	都道 府県 警察 署	
⑪ 損害賠償を受けたことの有無	有 (受領した損害 賠償の価額 円) ・無	

備考						
※受付	年	月	日	第	号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏 面)

注意

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 3 ⑥の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、⑤から3年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。
- 4 ⑦の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 5 ⑧の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- 6 ⑨の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- 7 この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
 - (2) 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば健康保険の被保険者証の写しなど）
 - (3) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）
 - (4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
 - (5) 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - ア 負傷又は疾病の療養のため従前の勤労に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断

書など)

イ 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）

ウ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

エ 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤労の状況に係る証明書など）

8 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第3号(第18条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・令2公安規13・一部改正)
(表 面)

障害給付金支給裁定申請書		
年 月 日		
公安委員会 殿		
フリガナ 申請者 氏 名		
下記により、障害給付金の支給の裁定を申請します。		
犯 罪 被 害 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午後 時 ころ
	② 犯罪行為の行われた場所	
	フリガナ 氏 名	男・女
	③ 犯 罪 被 害 者 生 年 月 日	年 月 日生
	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	
	勤務先名称・所在地	
	負傷又は疾病が治った日	年 月 日
	④ 犯罪被害の発生状況	
	⑤ 身体上の障害の部位及び状態 介護を要する状態の区分(常に介護を要する・随時介護を要する)	
⑥ 取扱捜査機関	都道 府県 警察署	
⑦ 既存の身体上の障害の状態		
⑧ 損害賠償を受けたことの有無	有 (受領した損害賠償の価額 円) ・ 無	
備考		

※受付	年 月 日 第 号	警察署経由
-----	-----------	-------

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(裏 面)

注意

- 1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- 3 ③の欄の「負傷又は疾病が治った日」には、負傷又は疾病が治っていない場合でも、その症状が固定したときは、その固定した日を記入してください。
- 4 ⑤の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 5 ⑥の欄の「介護を要する状態の区分」は、介護を要する状態である場合のみ、該当する事項を○で囲んでください。
- 6 ⑦の欄は、既に身体上の障害のある犯罪被害者が、犯罪行為により、同一の部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 7 この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - (1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態（介護を要する状態である場合にあっては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (2) 同一の部位について既に身体上の障害があったときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - (4) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
- 8 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第4号(第20条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・一部改正)
(表面)

第 号 年 月 日	
住所 氏名 殿	
公安委員会 印	
犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等 給付金については、下記の理由により、 こととしまし たので通知します。	
支給を受けることが できる犯罪被害者等 給付金の種類及び額	犯罪被害者等給付金の種類 犯罪被害者等給付金の額 円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

(日本産業規格A列4番)

様式第5号(第20条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・一部改正)

	第	号
	年	月
		日
住 所		
氏 名	殿	
	公安委員会	印
犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書		
<p>年 月 日付けで犯罪被害者等給付金(遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金)の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます(処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(訴訟においてを代表する者は 公安委員会となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>		

(日本産業規格A列4番)

様式第6号(第20条関係) (平30公安規6・全改、令元公安規3・一部改正)

		第	号
		年	月
		日	
住 所			
氏 名	殿		
公 安 委 員 会 印			
仮給付金支給決定通知書			
<p>年 月 日付けで犯罪被害者等給付金(遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金)の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第12条第1項の規定により、下記の額の仮給付金を支給することを決定しましたので通知します。</p>			
仮 給 付 金 の 額		円	

(日本産業規格A列4番)

様式第7号(第20条関係)

(表 面)

犯罪被害者等給付金 仮 給 付 金		支払請求書 年 月 日
警察庁支出官 殿		
フリガナ 氏 名 住 所		
下記により犯罪被害者等給付金の支払を請求します。		
請求金額 _____ 円 也		
① 犯罪被害者等給付金	裁 定 番 号	第 _____ 号
	裁 定 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	裁 定 公 安 委 員 会 名	_____ 公 安 委 員 会
	種 類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
② 仮給付金	決 定 番 号	第 _____ 号
	決 定 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
	決 定 公 安 委 員 会 名	_____ 公 安 委 員 会
③ 払渡しを希望する 方法及び 払渡しを受ける 機関	ア 口 座 振 込	銀 行 本 店 金 庫 支 店 預金の種類() 口座番号 第 _____ 号
	イ 送 金 支 払	銀 行 本 店 金 庫 支 店
	ウ 送 金 支 払	郵便局

(日本産業規格A列4番)

(裏 面)

注意

- 1 「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。
 - 2 ①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。
 - 3 ②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。
 - 4 ③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。
なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。
 - 5 この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。
郵便番号100—8974
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長
 - 6 この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。
-